

○佐賀市文化財保護審議会条例

平成17年10月1日

条例第216号

改正 平成19年9月25日条例第95号

令和4年3月2日条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、佐賀市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（令4条例2・一部改正）

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて佐賀市文化財保護条例（平成17年佐賀市条例第215号）に規定する事項その他文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して市長に建議する。

（令4条例2・一部改正）

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

（平19条例95・一部改正）

(任命)

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

（令4条例2・一部改正）

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年9月25日条例第95号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月2日条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(佐賀市文化財保護審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の佐賀市文化財保護審議会条例(以下「旧条例」という。)第4条の規定により任命されている委員(以下「旧委員」という。)である者は、この条例の施行の日に、同項の規定による改正後の佐賀市文化財保護審議会条例(以下「新条例」という。)第4条の規定により委員(以下「新委員」という。)として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の新委員としての任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、同日におけるその者の旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

5 この条例の施行の際現に旧条例第6条第1項の規定により定められている会長又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、新条例第6条第1項の規定により会長又は副会長として定められたものとみなす。